

## 議案第10号

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「協議し」の次に「、十分な理解を得るよう努め」を加える。

別表1の項ただし書を削り、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に5年以上有するもの

別表1の項第1号に次のように加える。

エ 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者のために設置された墓地（以下「共同墓地」という。）を永続的に経営するための地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体

オ 自己又は自己の親族のために設置された墓地を引き継いで経営しようとする者

カ 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、共同墓地又は自己若しくは自己の親族のために設置された墓地を移転して経営しようとする者

別表1の項に次の1号を加える。

（3）経営許可の申請に係る墓地等の設置場所の土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）を所有している者であること（地方公共団体が経営しようとする場合を除く。）。

別表2の項中「埋蔵する墓地」の次に「の区域の拡張」を加え、「及びイ」を「からウまで」に改め、同項第1号ア及びイ中「おおむね」を削り、同号中エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 敷地に接する道路及びこれに接続する主要な道路は、現に存する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で、幅員6メートル以上のもの（その一端のみが他の道路に接続したものを除く。）であること。

別表2の項第2号を次のように改める。

（2）納骨堂は、寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること（地方公共団体及び公益法人が経営しようとする場合を除く。）。

別表2の項第3号ア中「おおむね」を削り、同号イを次のように改める。

イ 敷地に接する道路及びこれに接続する主要な道路は、現に存する道路法第2条第1項に規定する道路で、幅員6メートル以上のもの（その一端のみが他の道路に接続したものを除く。）であること。

別表3の項第1号イを次のように改める。

イ 墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

別表3の項第1号オ中「駐車場」を「自動車駐車場」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「は、」の次に「施錠することができる」を加え、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 自動車駐車場は、墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数を駐車できる規模であること。

別表3の項第2号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 納骨堂の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

キ 納骨堂の壇数に0.05を乗じて得た数以上の台数の規模の自動車駐車場を設けること。

別表3の項第3号中カをクとし、オをカとし、その次に次のように加える。

キ 火葬炉の数に10を乗じて得た数以上の台数の規模の自動車駐車場を設けること。

別表3の項第3号エの次に次のように加える。

オ 火葬場の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第3条第1項の経営許可又は第10条第1項の変更許可を受けた墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）に係る改正後の別表の規定の適用については、現状における施設に限り、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第3条第1項の規定（第11条第2項において準用する場合を含む。）により協議を行っている墓地等に係る改正後の別表の規定の適用については、なお従前の例による。

平成25年2月22日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

墓地等の経営の許可等について適正化を図るため、墓地等の経営者の基準、設置場所の基準及び施設の基準を改めるとともに所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。